

平成26年12月19日
消 防 庁

「消防団員入団促進キャンペーン」の実施

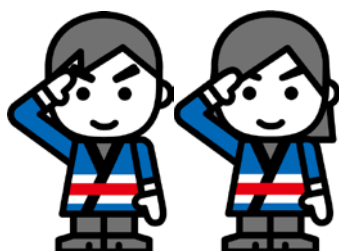
消防庁では、平成27年1月から3月までの間を「消防団員入団促進キャンペーン」期間と位置づけ、消防団員募集の運動を展開します。

毎年3月末から4月にかけて、消防団員の退団が多くなる傾向にあります。このことから、消防庁では、本年度も地域防災力の向上を図るために、退団時期の前の1月から3月を「消防団員入団促進キャンペーン」の期間として位置づけ、消防団員募集についての広報の全国的な展開を図ります。

【添付資料】

「消防団員入団促進キャンペーン」に基づく広報の推進について（通知）

- ・ 消防団員入団促進ポスター・リーフレット
（全国の都道府県、市町村、消防本部等に配布）
- ・ 平成26年4月1日現在の消防団員数について
- ・ 消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する中間答申（抄）



（連絡先）消防庁国民保護・防災部地域防災室
担 当：伊藤課長補佐、山下
電 話：03-5253-7561（直通）
ファクシミリ：03-5253-7535
電子メール：syobodan@ml.soumu.go.jp

各 都 道 府 県 知 事 }
各 指 定 都 市 市 長 } 殿

消 防 庁 長 官

「消防団員入団促進キャンペーン」に基づく広報の推進について(通知)

消防団を中核とした地域防災力の充実を図り、住民の安全の確保に資することを目的として、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が、平成 25 年 12 月に成立しました。この法律で、国及び地方公共団体は、消防団への積極的な加入が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとされました。

消防団員入団促進に関し、毎年 3 月末から 4 月にかけて消防団員の退団が多い状況を踏まえ、当時期の前の 1 月から 3 月を「消防団員入団促進キャンペーン」の期間として位置付け、消防庁では消防団員募集についての広報の全国的な展開を図っているところです。

本年度も、関係団体と連携して、平成 27 年 1 月から 3 月までの間、消防団員の確保を図る「消防団員入団促進キャンペーン」を下記のとおり実施します。

つきましては、下記の事項に留意の上、各都道府県及び指定都市におかれては、消防団の重要性を改めて認識いただき、広報が効果的に推進されるよう配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村（消防団の事務を処理する消防本部又は一部事務組合等を含む。）に対して本通知の周知と消防団員の確保の更なる推進に向けた積極的な助言をいただきますようお願いいたします。

記

1 消防団員入団促進キャンペーンについて

毎年 3 月末から 4 月にかけて消防団員の定年等による退団が多い状況を踏まえ、退団に伴う消防団員の確保の必要があることから、1 月から 3 月までを「消防団員入団促進キャンペーン」期間とし、ポスター・リーフレット・雑誌広告等を活用した積極的な広報を行います。

なお、地域の実情により入団促進時期が異なる場合にあつては、その時期にキャンペーン期間を位置付けるなど柔軟に対応願います。

2 消防団員入団促進キャンペーンにおける推進事項

- (1) 消防団員の確保に当たっては、自治会や自主防災組織等とともに地域ぐるみの取組が重要です。また、被用者団員に係る事業所等の理解促進、女性、大学生等を対象とした入団促進に配慮願います。
- (2) 消防団員募集については、各市町村における行政広報誌、ホームページ、ケーブルテレビ、広報車の巡回等の各種広報媒体を積極的に活用した広報を実施するなど消防団員の入団促進に配慮願います。
- (3) 本キャンペーン期間中に開催される各種イベント等において、ポスター及びリーフレット等を活用した消防団員募集の広報に配慮願います。
- (4) 消防団活動に協力又は支援した自治会、団体、事業所等に対しては、積極的に表彰・顕彰制度を活用するなど、一層の連携強化に配慮願います。
- (5) 将来の地域防災を担う人材育成を進め、長期的に消防団員を確保することは重要であり、そのためには高校生の消防団に対する理解促進が必要となります。消防団員による防災教育などの実施により、消防団への理解を深める機会を積極的に増やすよう配慮願います。

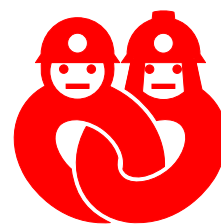
3 本キャンペーン期間中における消防団協力事業所表示制度の推進

「消防団協力事業所表示制度」は、事業所として消防団活動に協力(従業員の入団促進、消防団活動への配慮等)することを「地域に対する社会貢献」として、消防団協力事業所に認定することにより、当該事業所に対する地域からの信頼性の向上につなげるとともに、事業所と消防団の協力により、地域における防災体制が一層充実強化することを目的として、平成 18 年度から導入を進めているものです。

しかし、まだ約 4 割の市町村が本制度を導入しておりませんので、今後、積極的に導入していただきますよう、お願いします。

現在、一部の地方公共団体におかれましては、本制度導入と併せて、「消防団協力事業所表示制度」を基に、入札参加資格の優遇、消防団協力事業所に対する減税等といった特例措置を実施するなどの御協力をいただいているところであり、各地方公共団体においても検討方お願いします。

本キャンペーン期間は、「消防団協力事業所表示制度」についても効果的に広報を実施するなど、積極的な入団促進を行っていただきますようお願いいたします。



「消防団協力事業所表示制度」
表示マーク

4 留意事項

消防団員の確保については、年間を通じて努めていただきますようお願いしているところですが、本キャンペーン期間は、消防団員確保の重点時期と位置付けたものとして、特に積極的な入団促進を実施していただきますようお願いいたします。

なお、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する中間答申(平成 26 年 7 月 3 日消防審議会)」第 2-1-(2) (別添 3 参照) を踏まえ、勤務地における被用者(特に、自衛消防組織の要員の経験者など)の消防団への加入の促

進等を併せてお願いします。

5 その他

- (1) ポスター及びリーフレットについては、12月中旬を目途に配布します。(別添1)
- (2) 本キャンペーン期間中に、消防団 PR パネルを各都道府県等に貸与できます。貸与を希望される場合は、国民保護・防災部地域防災室消防団係までお問い合わせください。
- (3) 平成 26 年 4 月 1 日現在の消防団員の現況(確定値)については、別添 2 を参照してください。

担当：消防庁国民保護・防災部防災課 地域防災室 消防団係 山下 電 話 03-5253-7561 (直通) F A X 03-5253-7535 e-mail syobodan@ml.soumu.go.jp

誇りを胸に

熱い消防団員、募集



自分に何ができるのか、探していた。
これしかない！と思った。



消防団のホームページはこちら

<http://www.fdma.go.jp/syobodan> 消防団 検索

消防団員募集の手続きについては、市町村ごとに定められていますので、
居住地(あるいは勤務先・通学先)の市役所・町村役場、または最寄りの消防署にお問い合わせください。



消防団協力事業所表示制度

神奈川県横須賀市消防団第24分団 鈴木優也

お問い合わせ先・電話番号

Blank area for contact information.

消防団とは何ですか.....Q&A

Q1

消防団とは何ですか？



消防団は消防本部・消防署と同様に市町村の消防機関です。「自らの地域は自らで守る」という精神に基づき、普段は様々な仕事に就いている住民が非常勤特別職の地方公務員として災害等に対応します。



Q2

消防署とはどう違うのですか？



消防本部・消防署に勤務する消防職員が専門の職業であるのに対し、消防団員は各自の仕事に就きながら、災害時の消防・防災活動や平時の訓練などに従事します。



Q3

働きながらでも参加できますか？



消防団員は通常、各自の仕事に就きながら、災害時の活動、平時の訓練、防火啓発活動等に従事しています。



Q4

普段はどのような活動をしているのですか？



災害に対するための訓練や機材の整備点検、住宅用火災警報機の普及活動、防火訪問など、平常時は地域のために活動しています。



Q5

女性や学生でも参加できますか？



全国で約2万人の女性消防団員が、各家庭への防火訪問や児童・幼児への防火教育、広報活動等、多岐にわたり活躍しています。また大学生・専門学校生も年々増え、若い力を生かし活発に活動しています。



Q6

待遇などはどうなっていますか？



市町村から数万円程度の年齢報酬や出勤手当（毎月1回数千円程度）などが支給されます。また一定期間以上勤務して退団した際の退職金や年金、健康保険の貸与、公務災害補償などがあります。



Q7

火災などの災害時には、どのような活動をするのですか？



火災が起きた際、消防職員と協力して消火活動や近隣住民の安全確保、周辺の交通整理などを行います。また風水害時には、河川等の警戒や土のう積み、避難の呼びかけなど、様々な災害対応を行います。



Q8

消防団に入るにはどうすればいいですか？



消防団の入団資格は市町村ごとの条例で定められています。詳しくは、市役所・町役所が最寄りの消防署までお問い合わせください。



自分に何ができるのか、探していった。これしかない！と思った。

【機能別消防団員・分団制度】

特定の活動にのみ参加することもできます。

持っている能力や技術を生かし、入団時に決めた特定の活動・役割に参加する制度。災害時はもとより平常時においても、様々な活動をおこなって、地域に貢献することができます。

※活動の種類や内容は、消防団によって異なります。※活動範囲は、事前の取り決めなどにより決定されます。

機能別団員・分団の例

機能別団員

火災予防・広報団員

消防職団員 OB 団員

機能別分団

バイク隊・水上バイク隊

女性消防分団

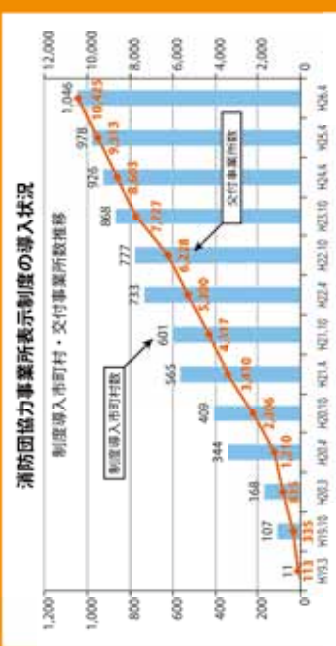
音楽隊

大規模災害のみ活動する分団

【消防団協力事業所表示制度】

地域防災体制の充実強化にご協力ください。

視察用者団員が増加する中で、消防団員の活動しやすい環境を作るためには、消防団員を雇用している事業所の理解と協力が不可欠です。消防庁では、「消防団協力事業所表示制度」を設け、地域防災力の充実強化の一層の推進を図ることをしております。認定を受けた事業所は、取得した表示証を表示することにより、地域社会に社会貢献を示すことができます。



消防団のホームページはこちら
<http://www.fdma.go.jp/syoboden>

消防団 検索

お問い合わせ先

飯田惣也さん

25歳 大学生
神奈川県横浜須賀野消防団
第1分団

A1 大学2年の時、消防団のポスターを見かけ、興味を持ちました。考えてみれば、当時は地域の人と触れ合う機会はほとんどないですし、地元の人で顔見知りもない人ばかりです。そこで、地域で自分のできることもあるのではと、友人と一緒に入団しました。

A2 月に1回定期会があり、そこでは予定の演習や各種訓練などの打ち合わせをします。実際の活動をしたいことも何回かあります。消防団員の消火活動を補助するため、近隣住民の通行誘導をしたり、ホースを整えたりもします。地域には山の中腹にある家屋も多いので、消防員と連携しながら活動しています。

A3 火災が起きた際、今まではニュースの中の「他人」の事、と思っていましたが、実際の現場はとも大変、火災の恐ろしさを本当に実感しました。平常時は、防犯教育やAEDの講習などで皆さんに感謝される時が嬉しいですね。こういう経験は他ではできないことだし、今では生活の一部になっています。就職しても、できる限り消防団活動に携わっていきたいと思っています。

A4 定期会の時には皆で近況報告をしますが、そこでコミュニケーションがとれたり、地域のお祭りや神輿を担がせていただいたり、就職の報告をしたり、しかもそれだけでなく、消防団は「みんなを支える縁の下」の力持ち、という存在ですから、本当にやりがいがあります。さまざまな世代の方に育ててもらっていますし、僕にとっても消防団は安心できる「ホーム」とも言える場所だと思っています。

【災害時の活動】

消防団メモ①

消火活動

火災が起こった際は、自宅や職場から現場へ駆けつけて消火活動を行います。消防団員よりも先に現場に到着することも多いため、初期消火や消防団員の後方支援などをその場に応じて行います。

救助活動

災害が起こった場合、地域を知り尽くした消防団の救助活動は大きな力になります。大規模災害時には発生直後から地域と連携し、救助活動や避難誘導を行います。

水災活動

風水害の際、河川等の警戒はもろろ人、土のうを準備して適切に構えたりすることが大切な活動です。また消防団員と協力して住民の避難や救助を行うとともに、災害復旧作業も支援します。

消防団員にインタビュー 消防団に入ってみて、 どうでしたか？

大志田結夏さん

21歳 大学3年生(看護系)
秋田県大館市消防団機能別消防団員

小澤愛花さん

19歳 大学2年生(看護系)
秋田県大館市消防団機能別消防団員

A1 ガイダンスを聞いて「面白そう」と思いました。それに、普段の勉強も実際に活かすことができるのではと思いました。(大志田) 大学の掲示版を見て興味を持ちました。自分にもできるかな、と不安だったのですがとにかくやってみよう、と思いました。(小澤)

A2 辛いながらも、入団してからは出動するような大規模な災害は起こっていないのですが、いつまでもあってもいいかな、と消防訓練には積極的に参加しています。特に災害時のトリアージ※の訓練は、大学ではまだ教科書でしか読んでいなかったことだったので、とても勉強になりました。(小澤)

A3 看護学科で勉強している、将来的に看護師として働く予定なので、消防団での経験が本当に役に立っています。今までは大規模な災害があってもテレビや教科書の中の話に思えていました。しかし消防団の活動を通して、実際の命を守る現場で自分にもできることがあるかもしれない、と思うようになりました。(大志田)

A4 大学で学ぶ看護や救急の知識に加え、実際の現場での作業なども体験できるのが、とてもいい経験ができています。今まで知らなかった現場を見ることは必ず新しい経験としてプラスになると感じますし、その中で自分にもできることを見つけて地域の人の役に立てるといった他ではなかなかできないこと、こうして視野が広がったことは、将来の仕事にもかなり活かせると思います。(大志田、小澤)

※トリアージ 災害時等の際、多数の傷病者が発生した場合、負傷者を重症度や緊急度などによって分類し、治療や搬送の優先順位を決めること。

川島あかねさん

25歳 公務員
鳥取県豊浦市消防団大東方面隊

A1 消防団というと、夜警をしていたり火事の時に活躍する、くらいのイメージしかありませんでした。でも市役所に入庁して2年ほど経った時に先輩から誘われて、興味を持ち始めました。

A2 火災が起きた時などの出動はなく、主に防火啓発活動を行っています。幼稚園や保育園で子どもたちに防火に関する紙芝居を聞かせたりします。あと、大東方面隊の広報紙「ぎはめ消防団」の編集をしています。

A3 実際の出動はほとんど男性が担当するので、私でも幼稚園や保育園で防火教育をしていると子どもたちも元気をもらいますし、訓練などでアナウンスを担当したり、広報紙の取材で写真を撮ったりと、自分にもできることがあるんだ、と思うようになりました。こうした後方支援は、消防団にとって欠かせないものなのです。

A4 消防団には幅広い年齢の、さまざまな職業の人がいます。そんな方々と話す機会は、消防団に入らなかったら決して得られなかったと思います。こういう形で地域とのつながりを密接にできたのは本当にいい経験です。それに、私は写真を撮るのが好きなのですが、広報紙の取材でそれが活かせるのはとてもやりがいがあります。女性ならではの後方支援の場は、まだまだたくさんあると思います。

柴田隼輔さん

25歳 自営業
福岡県八女市消防団
第1分団

A1 父親が所属していたこともあって、小さい頃から「人になったら消防団に入るんだな」と漠然と思っていました。仕事に慣れるまで待っていただき、ようやく一段落した今年、入団しました。

A2 月に1回程度、詰所に集まって打ち合わせをしたり夜警をしたりしています。それに加え、今年には消防団法大会※に出場させていただいたので、その訓練をみっちりやりました。

A3 法大会ではポンプ車部門に出場したのですが、その訓練はおおよそ2ヶ月、毎日のようにやっています。走り込みなどを基礎体力をつけたり、役割に合わせた実際の操作などを先輩方から教わって学んだのですが、野球をやっていた体力はあったつもりでも、なかなかキツいこともありました。でも、分団のプライドをかけた大会だけに、先輩たちは皆さん熱い思いで教えてくれましたし、周りの人たちが本当に応援してくれました。操作の面でも、気持ちでも、チームワークを意識して活動できたことで、自信につながったと思います。

A4 法大会への出場は、本当にいい経験になりました。地域のいろいろな年齢の人が集まって、一つの目標に向かって活動していくのはなかなか経験できないことだと思います。まだ実際に火災現場に出動したことはないのですが、今までの経験を活かして冷静に対処できればと思います。抜群のチームワークと「地域を守るの自分たちだ」という意識は、本当にかけがえない体験だと思っています。消防団法大会、日頃の消防団の訓練の成果を褒賞し、技術をより向上させることを目的に行われる。「ポンプ車療法」と「小型ポンプ療法」の2種類の講義があり、定期的に都道府県大会や全国大会が開催されます。

【平常時の活動】

消防団メモ②



消火・防災訓練
火災現場での消火を想定した訓練(防火訓練等)を行っています。また、各地域で開催される防災訓練にも、消防団員とともに積極的に参加しています。



救命講習会
万一の場合、救急車が到着するまでの応急手当の仕方や、AEDの使い方を指導する講習会などを行っています。また、ケガをした人や急な体調で倒れた人への対応など、さまざまな指導をします。



防火啓発活動
各家庭を訪問し、防火指導等の啓発活動を行っています。また、地域の幼稚園などでの防火教育をはじめ、高齢者のお宅を訪問したり災害時に救援が必要な方を把握することにも重要な役割です。

消防団DATA

あなたの経験を地域防災に



消防団は、消防本部や消防署と同じく「消防組織法」に基づいて各市町村に設置されている消防機関です。地域における消防・防災の担い手として、地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っています。また近年は、消防団に参加する女性や学生も増加していて、さまざまな場面で活躍しています。

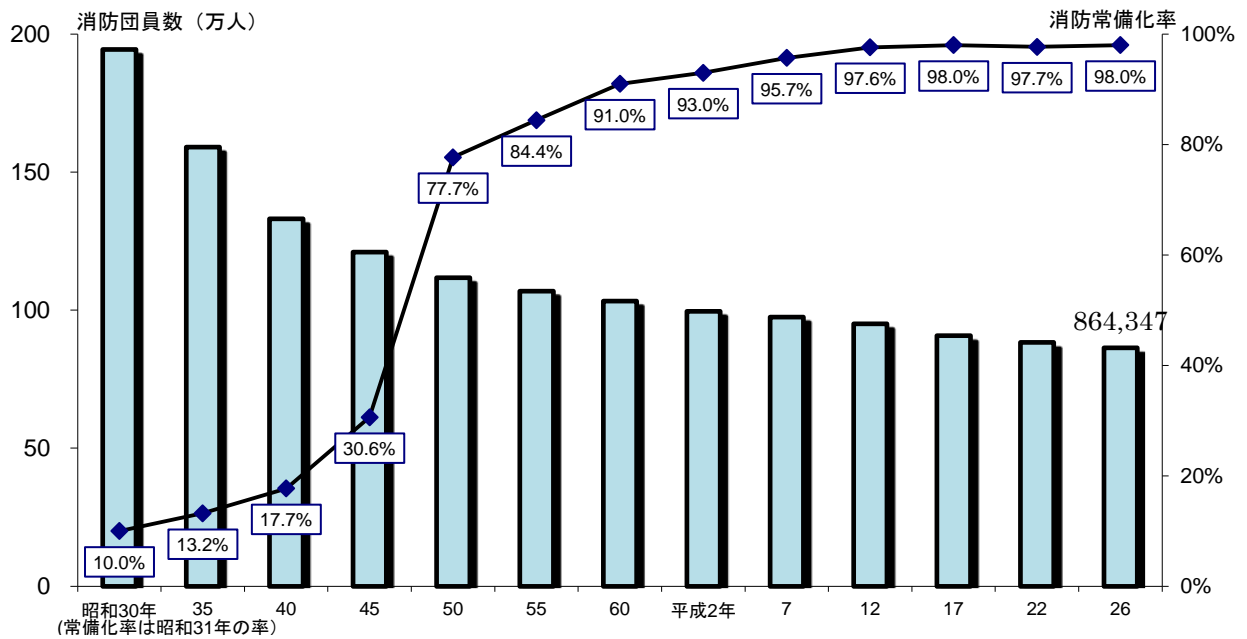


平成 26 年 4 月 1 日現在の消防団員数について<確定値>

<地域防災室消防団係>

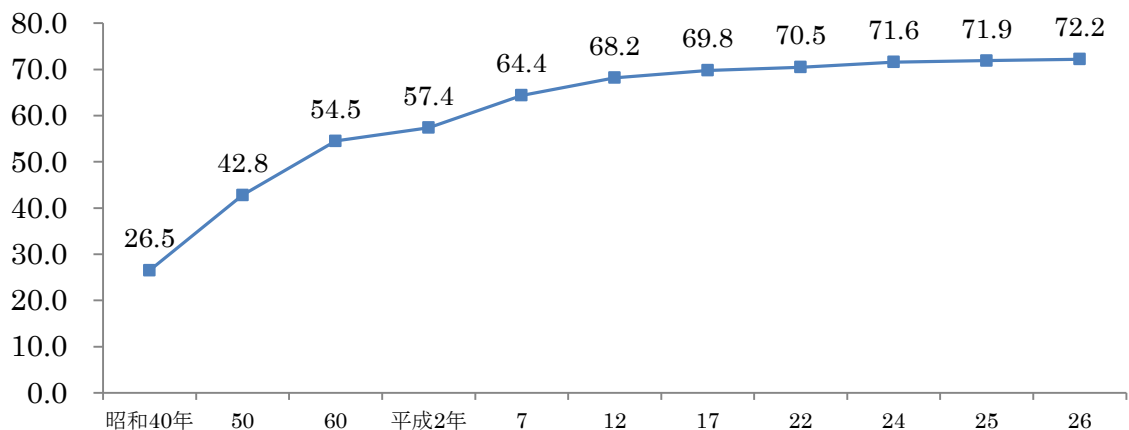
1 消防団・消防団員の現況

- ① 消防団数：2,221 団（全国すべての市町村に設置）
- ② 消防分団数：22,560 分団
- ③ 消防団員数：864,347 人（前年度より 4,525 人減少）



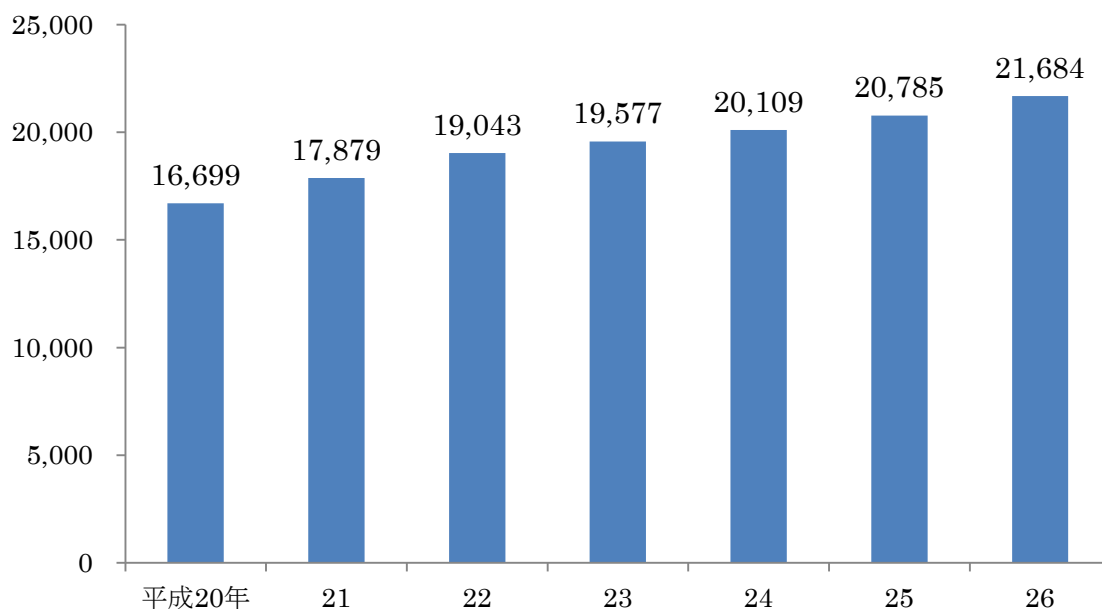
2 就業構造の変化により消防団員に占める被雇用者の割合が高くなってきており、被雇用者団員比率は72.2%となった。

被雇用者団員比率の推移

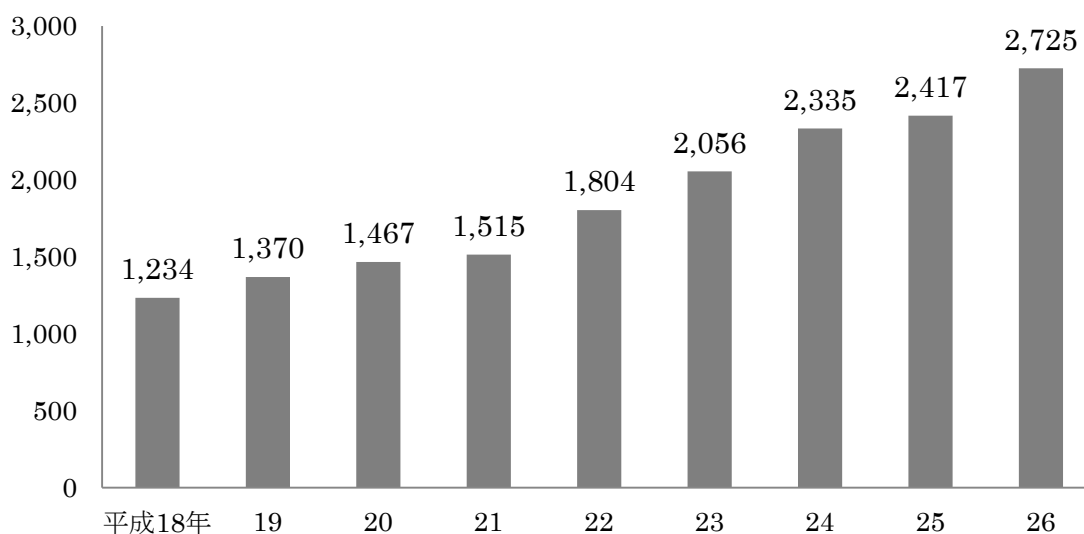


- 3 女性消防団員数は 21,684 人で全体の 2.5%であり、前年度より 899 人増加した。消防団員総数が減少する中でも、女性消防団員数は年々増加しており、6年前の平成20年に比べ、約 1.3 倍の 4,985 人増加した。

女性消防団員数の推移（過去7年間）



- 4 学生（専門学校生を含む）の消防団員数は 2,725 人であり、前年度より 308 人増加した。学生の消防団員数についても年々増加しており、8年前の平成18年に比べ、約 2.2 倍の 1,491 人増加した。



都道府県別消防団員数

(単位:人)

都道府県名		平成26年4月1日現在		平成25年4月1日現在		増減	
		実数	うち女性	実数	うち女性	実数	うち女性
1	北海道	25,842	1,900	26,023	1,899	▲ 181	1
2	青森	19,455	436	19,527	408	▲ 72	28
3	岩手	22,415	419	22,523	394	▲ 108	25
4	宮城	20,304	444	20,720	439	▲ 416	5
5	秋田	17,491	317	17,544	248	▲ 53	69
6	山形	25,590	350	25,726	347	▲ 136	3
7	福島	34,465	187	34,443	182	22	5
8	茨城	23,830	505	23,955	507	▲ 125	▲ 2
9	栃木	14,983	163	14,948	134	35	29
10	群馬	11,856	79	11,852	68	4	11
11	埼玉	14,276	509	14,292	487	▲ 16	22
12	千葉	26,557	470	26,814	441	▲ 257	29
13	東京	23,500	2,568	23,904	2,529	▲ 404	39
14	神奈川	17,994	1,086	18,086	1,049	▲ 92	37
15	新潟	38,215	611	38,720	583	▲ 505	28
16	富山	9,537	412	9,565	408	▲ 28	4
17	石川	5,317	133	5,344	132	▲ 27	1
18	福井	5,720	241	5,661	167	59	74
19	山梨	15,127	78	15,203	69	▲ 76	9
20	長野	35,370	933	35,704	889	▲ 334	44
21	岐阜	20,649	408	20,901	372	▲ 252	36
22	静岡	20,561	351	20,826	328	▲ 265	23
23	愛知	23,430	585	23,504	550	▲ 74	35
24	三重	13,900	449	13,872	406	28	43
25	滋賀	9,178	155	9,212	161	▲ 34	▲ 6
26	京都	17,941	515	18,196	543	▲ 255	▲ 28
27	大阪	10,482	195	10,508	183	▲ 26	12
28	兵庫	43,647	429	43,873	411	▲ 226	18
29	奈良	8,534	280	8,601	281	▲ 67	▲ 1
30	和歌山	11,878	216	11,976	218	▲ 98	▲ 2
31	鳥取	5,136	152	5,125	142	11	10
32	島根	12,409	284	12,527	298	▲ 118	▲ 14
33	岡山	28,725	577	28,725	534	0	43
34	広島	22,275	437	22,313	422	▲ 38	15
35	山口	13,365	470	13,408	442	▲ 43	28
36	徳島	10,975	177	11,021	172	▲ 46	5
37	香川	7,660	117	7,654	92	6	25
38	愛媛	20,543	595	20,620	575	▲ 77	20
39	高知	8,214	284	8,201	265	13	19
40	福岡	25,015	827	25,202	828	▲ 187	▲ 1
41	佐賀	19,367	407	19,374	393	▲ 7	14
42	長崎	20,201	255	20,428	254	▲ 227	1
43	熊本	34,576	725	34,417	646	159	79
44	大分	15,672	202	15,557	189	115	13
45	宮崎	15,008	303	15,079	299	▲ 71	4
46	鹿児島	15,488	307	15,541	274	▲ 53	33
47	沖縄	1,674	141	1,657	127	17	14
合計		864,347	21,684	868,872	20,785	▲ 4,525	899

消防団を中核とした地域防災力の充実強化
の在り方に関する中間答申（抄）

平成26年7月3日

消 防 審 議 会

(略)

第2 消防団等の充実強化のために早急に取り組むべき事項

消防団等充実強化法の成立を踏まえ、国及び各地方公共団体その他の関係主体は、消防団への加入の促進、消防団員の処遇の改善、消防団の装備の改善及び消防団員の教育訓練の改善により消防団の強化を図るとともに、地域における防災体制の強化を図ることにより、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に総合的・計画的に取り組むべきである。

1 被用者の消防団への加入の促進

(略)

(2) 勤務地における被用者の消防団への加入の促進等

被用者については、特に都市部においては居住地と勤務地が大きく離れている場合が多いことを踏まえ、相当の時間を過ごす勤務地における加入の促進を図る必要がある。このため、現在条例上又は運用上在勤者の入団を認めていない市町村に対し、早急にその入団を認めるよう働きかけを行うべきである。

また、事業者が設置する自衛消防組織が既に7, 122件(平成25年3月31日現在)の防災管理対象物において設置される状況となっていることを踏まえ、自衛消防組織の要員の経験を有する被用者に対し、勤務地における機能別団員(特定の活動・役割のみに参加する消防団員)として加入を促進するとともに、自衛消防組織や水防団等の防災に関する組織の構成員により、大規模災害時等にその本来業務に支障が生じない範囲で活動する機能別分団を組織することを推進すべきである。

(以下略)